

## ハッ場ダム中止へ!

# 寄稿 政権交代で何を変えるのか

岡田幹治 (ジャーナリスト、東京の会会員)

鳩山由紀夫首相が「2025年の温室効果ガス排出量を1990年比で25%削減する」と発表したのに続き、新閣僚たちが次々に、自民党政権の政策を覆す新政策を打ち出す——そんな光景に接し、「政権交代」とはこういうものかと得心した方が多いのではないだろうか。鳩山内閣は上々のスタートを切った。

もちろん不安も少なくない。あきらかに間違いと思える政策もあるし、個々の政策が単発的で、総合的な戦略やビジョンがないのも物足りない。そもそも、どの閣僚も大風呂敷を広げているが、本当に実行可能なのかとの疑問もわく。

そんな中で前原誠二・国土交通相が「ハッ場ダムと川辺川ダムの中止」の方針を明確にし、動き出したのは心強い。読売新聞など「御用メディア」を巻き込んだ「ダム推進派」の反発も激しくなっているが、インタビュー記事を読む限り前原さんの考えは的確であり、態度はゆるがないと思う。

今後は、地元住民の生活再建に力を尽くしながら、ハッ場ダムを中止し、「公共事業を国民の手に取り戻すモデル」にしなければならない。そのために、ハッ場ダムをストップする市民連絡会など市民団体は、情報と提言を発信し、国交相を後押していくべきだ。

ことはハッ場ダムにとどまらない。国交相は全国143ダムの見直しを表明しており、ハッ場という点の動きを全国的な面の動きに広げていく好機である。だが、前途は決して生易しいものではないだろう。たとえば、「無意味なダムの典型」とされる設楽ダム(愛知県設楽町)の積極的な推進者の一人が民主党衆院議員なのだ。とりわけ地方では、公共事業依存の考え方がいまだに根強い。こうした意識をどうかえていくか。そうした点でも、市民団体は大きな役割を果たすべきだ。

### 「公共事業複合体」にとどめを刺せ

私は今年4月、「なぜダム建設は止まらないのか」と題する、ささやかな考察をまとめ、おおよそ次のようなことを書いた(宇沢弘文・大熊孝編『社会的共通資本としての川』に所収の予定だが、書物は未刊行)。

建設の根拠を失ったダム事業が止まらない最大の理由は、公共事業に依存する政・官・業の人々が既得権益集団となり、「公共事業複合体」をつくって政策形成に大きな影響力を行使しているからだ。複合体の中心にいる官僚は、ダムづくりに有利になるように法と組織と財源制度をつくり、悪知恵の限りを尽くして、ダムや導水路といったムダな大型公共事業づくりに狂奔している(淀川水系では、有力技官OBを長とする「常道研究会」という裏組織が設置され、淀川水系流域委員会の結論を覆す戦術が練られたという)。本来なら、政府の政策評価制度や、自治体の議会、裁判所などが官僚の暴走にブレーキをかけるべきだが、いずれもこの国では形骸化し、まともには機能していない。

しかし、近年になって、ダム建設を促進してきた以上の要因にも変化がはっきりしてきた。建設業界の不振で公共事業複合体の力は衰えが目立つ。財源面からも逆風が吹きだした。そして「眠れる議会」にも改革

の動きが出ている。こうしたダム建設見直しの流れを決定的にするのは、地方自治体と国政における政権交代だろう。7月の東京都議会議員選挙と9月までには行われる衆院議員選挙で民主党を先頭とする野党が多数を占めれば、脱ダムの流れが一挙に現実になる――。

都議選で野党が過半数を占め、衆院選では民主党が圧勝したいまこそ、公共事業複合体にとどめを刺すときだ。そしてこの国を、正確な情報に基づいて合理的な政策判断が行われる国に改めなければならない。そこに、政権交代の真の意義があると私は考えている。

河川行政についていえば、河川法の再改正も必要になるだろう。めざすべきは、21世紀にふさわしい河川整備である。変化の方向を淀川水系流域委員会は次のように示している。

▽「治水・利水・利用優先・環境配慮」から「環境・治水・利水・利用は一体」へ  
▽「ダムと川で洪水を抑え込む防災」から「流域治水と堤防強化による減災」へ  
▽「水資源開発」から「水需要管理」へ  
▽「川のグランド化・公園化」から「河川の生態系と共生する利用」へ  
▽ダムは原則としてつくりたくない

## 問題は公共事業だけではない

政・官・業が「複合体」を形成し、政策をゆがめているのは公共事業の世界だけの話ではない。たとえばエネルギー業界では、地域で市場を独占している全国10の電力会社と経済産業省が結び付き、関係の国会議員を巻き込んで、エネルギー政策をゆがめてきた。この「電力複合体」は、問題だらけの原子力発電を推進し、地球温暖化対策を骨抜きにしてきた。

やっかいなのは、企業とむすびついた労働組合の連合体である電力総連が民主党の支持母体であることだ。だから民主党はマニフェストで「原子力利用について着実に取り組む」とし、(電力業界に都合の悪い)再生可能エネルギーの導入についてはあいまいな言い方しかしていない。エネルギー分野での複合体崩しは容易なことではなさそうである。

エネルギー行政を担当する産業経済相に就任したのは、産業界に理解のある自動車総連出身の直嶋正行氏だ。経産相は早速、温室効果ガス削減のための有力な手段である「国内排出量取引」の導入について慎重な考え方を示し、エネルギー多消費の旧来型産業への配慮を示した。民主党との関係が薄い日本経団連などは、彼を窓口にして新内閣に接近することを検討中とも伝えられる。これが鳩山内閣の欠点の一つである。先行きに危うさを感じるのは私一人ではあるまい。

いずれにせよ、さまざまな分野で「複合体」の力が衰えていくこれからの日本で、政策形成に大きな影響力を発揮するのは、省益や業界益にはとらわれず、ときには国益さえ超えた「人類益・地球益」を追求するNGO・NPOなどの市民団体だ。ハツ場ダムをストップさせる市民連絡会の役割はいよいよ重くなる。

### ハツ場関係市民グループの主な活動 ニュース前号発行(5/22)から現在まで

- 5月31日 控訴スタート集会「みんなで東京地裁判決をボコボコに！」
- 6月26日 前橋地裁不当判決
- 6月28日 ハツ場あしたの会から各会派に対する都議選アンケート結果をHPに公表
- 6月30日 東京の会から都議選候補予定者に対するアンケート結果をHPに公表(回答率52%)
- 6月30日 水戸地裁不当判決
- 8月9日 ハツ場あしたの会から各政党に対する衆院選アンケート結果をHPに公表
- 8月9日 東京の会から衆院選候補予定者(東京選挙区)に対するアンケート結果(回答率53%)をHPに公表
- 7月20日 あしたの会主催シンポ「ダムに負けない村 第三弾 ハツ場から地域の再生を考える」
- 7月25日 ストップハツ場ダム千葉集会で東京地裁判決について報告
- 9月10日 パタゴニア渋谷ストア“みずのがっこう”で、あしたの会の渡辺洋子さん、マエキタミヤコさん他が、ハツ場をテーマにトーク
- 9月12日 ハツ場ダムを考える1都5県議の会が都議会で緊急会議
- 9月15日 国交省記者クラブで会見後、民主党鳩山代表に「建設中止と生活再建への取り組みの要望」と資料「ハツ場ダムについて流されている情報の誤りについて」を提出、都庁記者クラブで同資料を配布
- 9月16日 東京高裁で進行協議
- 9月23日 現地視察中の前原国交大臣に、「ハツ場ダムの中止および生活再建への大臣の英断に心より拍手を送ります」と題した文書を手渡し、「ダム事業の実態解明と特別措置法に基づく生活再建への早急な取り組み」を要望
- 9月30日 都議会野党全議員、公明党本部に「ハツ場パーフェクトガイド」※を配布  
※「情報の誤りについて」をもとに千葉の会で作成したもの

その他、東京の会幹事会、弁護団等の各種会議、都議会への働きかけ、情報発信等を行ってきました。

## 東京高裁で初顔合わせ

# —進行協議報告と控訴審の論点—

9月16日に、東京高等裁判所で、控訴審の審理日程を決めるための進行協議期日が開かれました。

まず、控訴の理由を説明する書面（控訴理由書）の提出時期については原則として控訴状提出後90日以内と定められていますが、控訴人（一審原告）側から裁判所に対し、一審判決の内容をふまえ利根川の現地調査を行っていること等から11月末まで延期してほしい旨申し入れ、了承されました。

11月末までに控訴理由書が提出された後の進行については、12月25日に第2回進行協議期日を開き、被控訴人（一審被告）から控訴理由書に対する反論の提出時期について意見を聞き、被控訴人からの反論が提出された後に第1回口頭弁論期日が開かれる予定となりました。

第1回口頭弁論期日の時期は、来年2月～3月頃となる見通しです。最新の現地調査の結果等をふまえて作成した準備書面を陳述し、不合理な水利計画・治水計画を「不合理とはいえない」「計画が無効とはいえない」などと強弁した定塚判決のおかしさを明らかにします。

さて、東京都の水余りの状況、カスリーン台風と同程度の降雨が発生しても八斗島地点で毎秒16500立米の洪水しか流れないという現状、また現時点での地すべり対策が不十分であること等は、証拠上動かしがたい事実ですから、裁判官が憲法76条3項に定められているように「その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束され」て判決を書いたとすれば、「ムダで危険なダム計画に対する公金支出は許されない」というごく当たり前の判決となっていたはずで

しかし、東京地裁民事第3部（定塚誠裁判長・当時）は、無理に無理を重ねて原告敗訴の判決を言い渡しました。定塚判決の無理な判断の例を挙げますと、

- ① 東京都の負荷率の数値設定は、国の基準や周辺自治体の設定値とも異なる独自のものであるが、東京は首都なのだから、独自の数値設定はむしろ合理的である
- ② カスリーン台風と同程度の降雨が発生した場合、現時点では八斗島地点で毎秒22000立米の洪水は発生しないが、将来、八斗島地点で毎秒22000立米の洪水が発生するような河道整備が八斗島上流部で行われる可能性が皆無ではないから、毎秒22000立米の洪水発生を前提としたダム計画も不合理とはいえない
- ③ 現時点での地すべり対策が十分かどうかはともかく、国交省は今後一切地すべり対策の検討をしないとは言っていないから、ダム計画は無効とはいえない

という具合です。

このように無理を通して道理を引込ませ、国交省の策定した計画が滞りなく進むように配慮して書かれた判決に裁判長として関与した定塚裁判官は、判決後最高裁事務総局へ栄転されました。

佐藤優さんによると「官僚の良心は出世」なのだそうで、司法官僚も例外でないのだとすれば、事態は深刻で、早急に解決が図られなければなりません。

西川伸一教授（政治学）は、裁判官が本来の意味での良心にしたがった判決が書けない原因は、個々の裁判官の資質ではなく、最高裁事務総局が人事を通じて裁判官を統制するキャリアシステムにあると指摘されます。その上で「成熟した法曹が原則10年の任期で任官すれば、最高裁の意向を常に意識した『ヒラメ裁判官』になる必要はない」として、法曹一元制（裁判官の任用資格として「弁護士」または「弁護士を中心とする他の法律家」としての職務経験を持つことを要求するシステム）の採用を提案しておられます。

真の司法改革が必要ということのようですが、まずは、定塚判決のおかしさを誰にでも理解してもらえるよう、控訴理由書の作成に力を注ぎ、多くの方に問題の所在を理解して戴けるようにして、「行政訴訟にこそ裁判員制度が必要」というような流れをつくれば、と思います。（西島）



### 各地の裁判日程

宇都宮市	12月22日（火）	13:10～	東京高裁 口頭弁論
埼玉県	11月9日（月）	13:30～	さいたま地裁（進行協議）
埼玉県	12月9日（水）	11:00～	さいたま地裁 105号法廷（結審）
栃木県	10月15日（木）	13:30～	宇都宮地裁 302号法廷 証人尋問
千葉県	12月22日（火）	13:10～	千葉地裁 新庁舎法廷 判決

◆東京の裁判は：2009年12月25日 第2回進行協議

控訴審第1回口頭弁論は2010年2～3月頃になる見通しです。

# ハツ場ダムについて流されている情報の誤りについて

前原国交大臣の現地訪問と、地元代表の会見拒否のてん末など、ここしばらくテレビの報道は、ハツ場のニュースであられ、建設中の高い橋脚と「地元の反発」ばかりを映している。そこに出てくる現地の声としては、今さら中止にされては困るというものが多い。民主党は公約を果たせるのか、といった困難さを強調する論調である。

しかし、地元には声に出せずに「故郷を水の底に沈めたくない」という思いを持った人が少なからずいる。今は表に出せない声をマスコミはなかなか伝えようとしなない。むしろ事業費のこと、生活再建の問題などで不十分、あるいは間違った報道ばかりとなっている。ずっとハツ場ダムの問題点を訴えてきた私たち市民団体の意見もほとんど無視されているのだから、困ったものである。しかし、黙っているわけにはいかない。「ハツ場あしたの会」のホームページ(<http://www.yamba-net.org/>)に「ハツ場ダムについて流されている情報の誤りについて」という文書を掲載した。さらにこれにカラーのしゃれた表紙をつけて「みんなのハツ場パーフェクトガイド」を作成、マスコミや国会・都県議会の議員に広く配布している。その要点は以下のとおり。

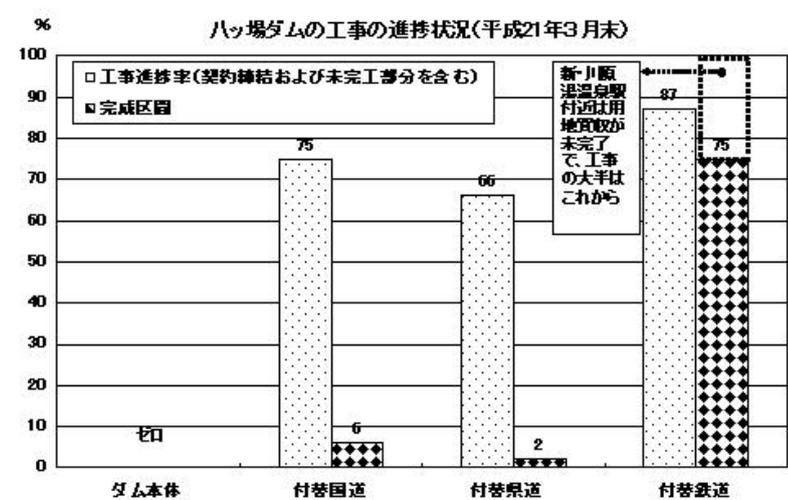
## I. ハツ場ダムを中止した方が高つくという話の誤り

ハツ場ダム建設事業の事業費は4600億円（水源地域対策特別措置法事業と水源地域対策基金事業も含めると、約5900億円）とされているが、ダム事業を継続すれば、ダム完成までに事業費の大幅増額は必至である。増額要因としては、東京電力への多額の減電補償（吾妻川の大半を取水している5つの発電所への発電減少分の補償）が残されていること、貯水池予定地の周辺で地すべりの危険性がある場所が22箇所もあるため、大滝ダムや滝沢ダムの例に見るように、新たな地すべり対策費が膨れ上がる可能性がきわめて高いこと、関連事業の工事進捗率がまだ非常に低く、完成までにかなりの追加予算が必要となる可能性が高いことなどがある。

従って、事業を継続した場合は1000億円程度の事業費増額が必要と予想され、ハツ場ダム建設事業の今後の公金支出額は残事業費1390億円+1000億円=2390億円となる。一方、中止した場合の必要事業費は国交省が示す生活関連の残事業費770億円程度である。つまり、差引き1620億円も公金支出を減らすことがで、ハツ場ダムを中止した方がはるかに安上がりである。

## II. ハツ場ダムはすでに7割もできているという話の誤り

7割というのは、ハツ場ダム建設事業の事業費4600億円のうち、7割が平成20年度までに使われたということであって、工事の進捗率とは全く別物である。本体工事は未着手である。関連事業のうち、規模が大きいものは付替国道、付替県道、付替鉄道、代替地造成であるが、平成20年度末の完成部分の割合はそれぞれ6%、2%、75%、10%であり、まだまだ多くの工事が残されている。付替鉄道は75%まで行っているとはいえ、新・川原湯温泉駅付近は用地未買収のところがあって、工事の大半はこれから。つまり、工事の進捗は大幅に遅れている。



## III. ハツ場ダムの暫定水利権がダムに伴って失われるという話の誤り

ハツ場ダムの暫定水利権は長年の取水実績があり、支障を来たことがない。

## IV. 大洪水到来のためにハツ場ダムが必要だという話の誤り

大洪水到来の話はハツ場ダムには直結せず

## V. ハツ場ダムは利根川の治水対策として重要という話の誤り

ハツ場ダムの治水効果はわずかで、治水対策として意味を持たない。

## VI. ダム予定地の生活再建と地域の再生について

このままダム事業を進めても、人口の激減で活性が大きく失われてきているダム予定地が再び活気を取り戻すことはきわめて困難である。

### (1) ハツ場ダム湖は観光資源にならない。

国と県は、ハツ場ダム湖を観光資源としてダム予定地周辺を一大リゾート地にする地域振興構想を示しているが、ハツ場ダム湖は観光資源になるような代物ではない。夏期は洪水調節のため、満水位から28mも水位が下がり、渇水時にはさらに10mも下がるダム湖である。しかも、上流の観光地や牧場等から多量の栄養物が流入してくるダム湖であるから、浮遊性藻類の増殖による水質悪化が避けられない。貯水池の底の方に汚れた水がたまっているダム湖が観光資源になるはずがない。

### (2) 美しい吾妻溪谷の喪失

吾妻溪谷はハツ場ダムができると、その上流部は破壊されるか、ダム湖の底に沈んでしまうが、残される中下流部の溪谷も今の美しさを失ってしまう。岩肌の美しさは時折洪水が起こることによってその表面が洗われ、現在の景観が維持されているから、ダムが洪水を貯留するようになると、下久保ダム(群馬県藤岡市)直下の三波石峡(さんばせききょう)のように岩肌をコケが覆い、草木が生い茂って様相が大きく変わってしまう。



▲ダムが完成した場合のシミュレーション

### (3) ダム湖による地すべり発生の危険性

ハツ場ダム予定地の周辺は地質が脆弱なところが多いので、ダムできてダム湖から水が浸透し、湖水位が大きく上下すると、地すべりが起きることが予想される。川原湯の代替地の一つである上湯原地区(川原湯温泉新駅予定地周辺)は面積では最大の地すべり危険地区である。ダムができれば、ダム湖予定地周辺の住民は地すべり発生の危険性をいつも心配しなければならない日々を送る可能性が高い。

以上のことを考え合わせると、このままダム事業を進めても、地元が観光地として活気を取り戻し、人々が経済的にも精神的にも安定した生活を送ることはむずかしいと考えざるをえない。

ダム中止後に吾妻溪谷などの自然を生かして着実に地域を再生するためには、生活再建支援法を制定し、老朽化した家屋の新改築、物心両面の支援措置、地域の基幹産業再生の支援プログラム、移転した人たちを呼び戻すための既買収地の譲渡などのきめ細かな取り組みを進めなくてはならない。それは不要なダム計画の推進で地元を半世紀以上も苦しめてきた国と群馬県、さらにダム計画を後押ししてきた下流都県の責任の下に行われるべきものである。(懸樋)

## ハツ場ダムのウソ or ホント? 徹底検証! 緊急集会

日時 10月18日(日) 13:30~16:00

会場 コア・いけぶくろ(豊島区民センター:池袋駅徒歩5分) 5階音楽室(100人)

資料代 500円

ハツ場ダムをストップさせる市民連絡会・ハツ場ダムを考える1都5県議会議員の会共催

問合せ先: T/F 042-341-7524 (東京の会 深澤)

T/F 043-462-0933 (千葉の会 入江)

# Chance!!

## 都議会と衆議院、共に与野党逆転!!

### 1. 新政権、「ハッ場ダム中止」を明言

8月30日、衆議院選挙で民主党が圧倒的な勢いで議席を獲得し、政権交代が実現しました。

9月16日に首相になった鳩山由紀夫さんは国会の超党派議員連盟「公共事業チェック議員の会」の会長でもあり、ムダな公共事業見直しの旗振り役でもあります。16日の組閣で国土交通大臣になった前原誠司さんは脱ダムに熱心な方で、組閣後の記者会見でハッ場ダム中止を明らかにしました。

新政権の下、「ハッ場ダム中止」が方向性として決まったことは大歓迎です。これからは、「ハッ場ダム完全中止」というか、法的にハッ場ダム計画が中止になることと、地域生活再建を私たちは目指すことに成ります。

### 2. 「ハッ場ダム中止」を法的に確定するには

「ハッ場ダム中止」を法的に確定するまでの作業は国土交通省がおこないます。

まずは多目的ダム法に基づく「ハッ場ダム基本計画の廃止」を方向性として決め、同法に基づいて関係知事（1都5県の知事）の意見を聴きます。知事は議会の同意を得た上で意見を述べます。関係知事全員が「ハッ場ダム中止」に同意を与えるならば、円満解決で「ハッ場ダム中止」は法的に確定します。同意が得られないときには如何するのかは特定多目的ダム法には書かれていません。

ハッ場ダムの場合、国は円満解決の目処が立つまでは中止の法的手続きを採らないと思われるので、1都5県の知事が「ハッ場ダム中止」に同意を与える状況を早く創りだすことが私たちに課せられています。そうしないと、水没予定地の皆さんの生活再建・地域社会再建が遅れてしまうからです。

### 3. 都議会で獲得したいこと

幸い東京都の場合は衆議院選挙に先行して実施された都議会議員選挙でハッ場ダムの推進派であった自公が議席を減らし、民主党+共産党+都生活者ネット+自治市民が66（定数127）の議席を獲得しました。与野党逆転の成功です。昨年3月、「ハッ場ダム工期延長の基本計画」の同意案件で一致して反対した野党が多数を占めたので、「ハッ場ダム中止」の統一見解を強く表明できるように、私たちは働きかけなければなりません。

都議会は国の議院内閣制とはちがい、いわば大統領制なので、都の政策を議決でしることはできないとのことです。できることは条例を制定することと予算を否決することのようです。国がハッ場ダムの本体着工を凍結するとしているので、来年度は1都5県に負担金納入請求書を国が出す理由がなくなります。そこでまずは、新政権の中止表明を受けて、都議会4会派が「事業からの撤退と生活再建」を内外に明らかにすることと、同時に知事につきつけることを求めたいと思います。

私たちとしては、「ハッ場ダム事業からの撤退」を求める請願を都議会に出しましょう。12月定例議会に提出し、2月定例議会での採択に向けて働きかけていきます。今の都議会構成から、この請願は採択されるでしょう。今から早速取り掛かるうではありませんか。

さらに、「水需要予測の見直し」を求めると共に、「多摩地区地下水源の正規水源化」を盛り込んだ東京都地下水保全条例の制定を目指したいと思います。そうすれば、「ハッ場ダムなしで今後の水需要を十分まかなうことができる」という事実が明白となり、知事も事業中止に同意せざるを得なくなるでしょう。またゆくゆくは、このようなムダな事業が延々と続けられる事態を繰り返さないように、事業見直し条例の改正もしくは制定も考えていきたいものです。（遠藤）

### イベントのお知らせ



#### ハッ場現地見学会

日 程：2009年11月7日（土）

集 合：JR 高崎駅東口交番前午前10時20分

または JR 吾妻線 「川原湯温泉」 駅前 午後1時

参加費：2,500円（バス代・資料代含む、昼食費別途）

申込み〆切：10月31日、定員20人

【主催・お申し込み】 ハッ場あしたの会群馬事務局

（渡辺）

TEL/FAX 027-253-6706

携帯/090-4612-7073

#### ハッ場ダム住民訴訟5周年集会

日 時 12月6日（日）午後

会 場 全水道会館3階大会議室

（150名）

\*詳細は追ってHP、会員宛葉書等でお知らせします

#### ◇会費納入・カンパのお願い

私たちの活動は、皆さまの会費、カンパで支えられています。ご協力をお願いします。

会費：1000円/年

振替：00120-8-629740

ハッ場ダムをストップさせる東京の会